

(別添資料②)

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター
太陽光発電設備導入事業（PPA）（仮称）仕様書（案）

1 事業名

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）

2 事業の目的

三重県（以下「県」という。）の流域下水道事業においては、令和6（2024）年10月に「三重県流域下水道地球温暖化対策計画」を策定し、流域下水道事業における温室効果ガス排出量を、2030年度において2013年度比で36%削減する目標を定めている。

本事業は、PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）により雲出川左岸浄化センター（以下「本施設」という。）に太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を導入することで、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

3 実施場所

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター
（三重県津市雲出鋼管町52番地5）

4 事業内容

（1）事業概要

- ア. 本事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、公募時に提出した企画提案書の内容に基づいて事業を行うこと。
- イ. 本事業は、「水インフラにおける脱炭素化推進事業（水インフラのCO2削減設備導入支援事業）」に該当することから、事業者は環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（以下「環境省補助金」という。）の申請手続きを行うこと。なお、県は共同申請者となるものとする。
- ウ. 事業者は、発電設備の導入にあたって本施設の現地調査、構造調査及び設備容量の検討を行うこと。
- エ. 事業者は、発電設備の設計、施工、施工管理の業務及びこれらに関連する業務を行うこと。
- オ. 事業者は、施工完了後に発電設備で発電した電力を本施設に供給すること。
- カ. 事業者は、県から本施設の管理業務を委託された者（以下「指定管理者」という。）より発電電力量に応じた電気料金を受け取ることができる。
- キ. 事業者は、電力供給期間中の発電設備の運用及び維持管理を行うこと。
- ク. 事業者は、電力供給期間終了後は発電設備を撤去して導入前の状態に戻すこと。

（2）事業期間

- ア. 基本協定の締結日から発電設備の撤去完了までを事業期間とする。
- イ. 令和9年2月26日（金）までに発電設備の設置を完了して電力供給が可能な状態とすること。ただし、社会情勢等により期日までに電力供給が困難と認められる場合は、県と協議のうえ期日を決定するものとする。
- ウ. 電力供給開始日は、原則、令和9年4月1日（木）とするが、正式な期日は県と協議のうえ決定するものとする。
- エ. 電力供給期間は、電力供給開始日から最長で20年間とする。

（3）契約単価（PPA 単価）

- ア. 契約単価は、原則として事業者が企画提案書で提案した PPA 単価の金額とする。
- イ. 契約単価は、原則として電力供給期間中一定額とし、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。月別または時間帯別に異なる単価は使用しないものとする。
- ウ. 契約単価は、基本料金単価の設定を行わないものとする。
- エ. 契約単価は、設備の設置、運用、維持管理、撤去等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含むものとし、環境省補助金が適用された場合はこれに基づく控除額を含むものとする。なお、これらの内訳、算定根拠については県に提出するものとする。
- オ. 契約単価は、小数点以下第2位までとする。
- カ. 契約単価は、上記のア～オの内容を踏まえて、県と協議を行い定めるものとする。
- キ. 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測された数値を使用する。この電力量計は事業者にて設置すること。

5 事業実施について

（1）基本条件

- ア. 本仕様書に記載された事項については、特記なき限り、事業者が費用を負担するものとする。
- イ. 再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）の遵守事項に準拠し、推奨事項（努力義務）に配慮して事業を行うこと。
- ウ. 本事業のために必要とされる本施設の既設盤改修は、県発注の工事（詳細は添付図面を参照）により行うものとする。
- エ. 本事業で使用予定の事業用地は、県発注の工事により造成（盛土、整地）を行うものとする。
- オ. 事業者が本施設の事業用地を使用するにあたっては、県の使用許可を受けること。許可の申請に係る時期、方法等については県の指示によるものとする。
- カ. 本施設の使用に伴う施設使用料は全額免除（最長で20年間）とする。
- キ. 事業者は、本施設を本事業以外の目的に使用しないこと。
- ク. 事業者は、本施設の設備を破損した場合は、すみやかに修復を行うこと。
- ケ. 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、「予想されるリスクと責任分

担」(別紙1)のとおりとする。なお、これに定めのないものについては、県と事業者の協議により決定するものとする。

- コ. 企画提案書の内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- サ. 事業者の都合により事業期間中に本事業を中止した場合は、事業者にて発電設備の撤去を行い、原状回復を行うこと。なお、事業者は撤去作業のスケジュールを事前に県に提出するとともに、撤去後は県の確認を受けるものとする。
- シ. 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値は県に帰属するものとする。
- ス. 事業者は、発電設備導入による温室効果ガス排出量削減に関し、電力供給期間における削減見込みを立て、その実績と効果の検証について毎年県に報告すること。
- セ. 事業者は、本事業を実施するうえで県、指定管理者及び第三者に損害を与えないようにすること。損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い速やかに対応すること。リスクの分担が決定されていない損害の補償については、県と事業者で協議を行うものとする。
- ソ. 事業者は、火災保険、地震保険、賠償責任保険もしくはこれらと同等の補償内容の保険に加入し、その写しを県に提出すること。
- タ. 事業者は、本事業を実施するうえで知り得た情報等を県の許可なく第三者に漏らさないこと。
- チ. 事業者は、本事業の遂行上必要となる県が保有する資料の閲覧を要求することができ、県の判断において貸与を受けるものとする。なお、貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成し県に提出するとともに、借用期限までに全貸与資料を返納又は処分すること。
- ツ. 事業者は、本事業の目的を達成するために必要な事項は、協定書に定めのないことであっても実施すること。
- テ. 協定書に定める事項に疑義が生じたとき、または定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。
- ト. 電力供給期間中に県の都合により発電設備の長期間の停止、移設、撤去及び更新等を求められた時、事業者はこれに応じなければならない。なお、移設等に伴う費用の負担や損失が見込まれる電気料金については、県と事業者で事前に協議を行うものとする。
- ナ. 電力供給期間中に送風機棟電気室の受変電設備一式の更新が行われることが想定されるため、発電設備の長期間の停止および移設を求めることがある。
- ニ. 事業者は、本事業に係る権利義務及び発電設備について、第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により県に協議を申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- ヌ. 不可抗力により以下の事案が発生したとき、県と事業者は費用の負担その他必要となる事項について協議し、その取扱いを定めるものとする。
 - ・ 県または事業者に損害が生じたとき
 - ・ 協定書に定める業務を履行できなくなったとき
 - ・ その他、本事業の実施が不可能となったと認められるとき

- ネ. 事業者は、電気事業法第 43 条に基づく発電設備の電気主任技術者を選任すること。
- ノ. 発電設備の設備容量に上限は設定しないが、本施設への供給電力は使用電力量が少ない時間帯でも全量自家消費できる電力となるよう出力を制御し、逆潮流は発生させないこと。また、事業収支はこれに基づいて検討すること。

(2) 事前調査・手続

ア. 現地調査

本施設の状況を十分に把握するため、資料等の収集、指定管理者への聞き取り、本施設の設備の確認、現地での計測作業等の必要な調査を実施すること。

イ. 構造調査

事業者は、発電設備にコンクリート基礎を設けることを前提として、荷重増加等による地盤への影響に対する長期荷重・地震力・風圧力・積雪荷重その他外力に対して発電設備の耐久性に問題がないことを検討して、構造検討書を県へ提出し確認を受けること。なお、検討には台風等の気象条件への耐久性や津市が公表している「水害ハザードマップ」等に表示浸水区域についても考慮すること。

ウ. 設備容量検討

導入する発電設備は、現地調査の結果や電力使用状況（別紙 2）等から精査し、事業計画地（添付図面）から 570kW 以上の発電出力となるように検討すること。

エ. 各種関係手続

事業者は、各種法令の規定に基づき所管官庁への届出書類の作成および提出を行うこと。また、その写しを県に提出すること。また、電気事業法第 42 条に基づく保安規程については、本施設の電気主任技術者と予め責任分界点・事故時対応等の申し合わせを行い作成すること。

(3) 設計、施工、維持管理

ア. 共通事項

- ① 設計、施工及び維持管理にあたっては、電気事業法、消防法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
- ② 設計、施工にあたっては、原則として以下の仕様書に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、県と事業者の協議により決定する。
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ③ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分に配慮した設計、施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
- ④ 近隣住民や指定管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任において誠実かつ速やかに適切に対応すること。

イ. 設計

- ① 発電設備の設置には、コンクリート基礎を設けること。
- ② 発電設備は、JET(一般財団法人電気安全環境研究所)認証を取得したものであること。
または JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ③ 発電設備は、JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力・自重・積雪・地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ④ 発電設備の耐震支持方法は、「建築設備耐震設計・施工指針」(最新版)に基づき設計すること。なお、送風機棟電気室に設置する新設盤については、耐震クラス S を適用すること。
- ⑤ 電力供給開始後、県または指定管理者の保守点検、維持管理及び更新工事等が行われることを考慮し、以下の点に留意して設計を行うこと。
 - ・ 県または指定管理者の作業に支障を生じさせないための検討。
 - ・ 確実に発電設備側を停電できるための適切な機器等の設置の検討。
- ⑥ 新設盤の設計および設置箇所については、原則、別添図面のとおりとするが、県との協議により変更はできるものとする。
- ⑦ 発電設備から新設盤(送風機棟電気室)までの配線は事業者が行うこととし、ルートを選定は参考ルートとして別添図面に示してあるが、既設ルート(電線管、ダクト、ピット、ラック)はできる限り使用しないように設計すること。ただし、既設ルートを使用する場合は、県と協議のうえ選定できるものとする。
- ⑧ 配線ルートを選定にあたっては、本施設に損傷を与えないよう調査をすること。なお、試掘(伐木、掘削)を行う場合は、県と事前協議のうえ、その指示に従うこと。
- ⑨ 一般送配電事業者の系統への逆潮流は行わないこと。
- ⑩ 本施設の非常用自家発電設備と発電設備の並列運転は原則として行わないため、非常用自家発電設備の稼働時は発電設備を停止させること。
- ⑪ 一般送配電事業者および本施設の系統に発電設備の事故を波及させないこと。
- ⑫ 発電設備の保護として地絡過電圧継電器(OVGR)、逆電力継電器(RPR)、地絡過電流継電器、過電流継電器等を設けること。
- ⑬ 発電設備と県所有の電気工作物の識別ができるよう発電設備に表示等を設けること。
- ⑭ 発電設備の電力状況が確認できる装置を管理本館の1階ロビーと2階中央監視室に設けること。
- ⑮ 発電設備の故障警報を発報させる装置を管理本館2階中央監視室に設けること。
- ⑯ 発電設備の監視および操作ができる遠方監視装置を事業者の事務所に設けること。
- ⑰ ⑭～⑯の装置は、管理本館中央監視室にある中央監視制御装置に取り込まないものとする。
- ⑱ システム連系に関して、県は一般送配電事業者と協議を行うことがあるため、事業者はこれに協力すること。
- ⑲ 既設盤の改修に関して、県は既設メーカーと協議を行うことがあるため、事業者はこれに協力すること。
- ⑳ 取引用計量器の設置位置について、事前に県と調整を行い設計に反映させること。

- ②① 事業計画地に設置した発電設備の範囲には、柵等を設置し第三者が容易に立ち入れない措置を講じること。設置する柵等は電気設備の技術基準を満足すること。なお、緊急時を想定し、指定管理者が出入りできる扉を設置すること。
- ②② 詳細設計（機器仕様書、単線結線図、配線配管図、システム構成図、配置図、構造図、構造検討書、工程表等）は、施工に先立ち県に提出し、本仕様書に対する適合性の確認を受けること。

ウ. 施工

- ① 施工期間中は、県と定期的に打合せを行い事業者により議事録を作成して相互に確認したものを県に提出すること。また、県より施工に係る書類の提出を求められた時はこれに応じること。
- ② 施工期間中は、県発注工事の受注者と必要に応じて打合せを行い事業者により議事録を作成して相互に確認したものを県に提出すること。
- ③ 本施設内での施工においては、県と協議のうえ、十分な安全対策に考慮して施工手順及び工程を計画して作業を行うこと。
- ④ 県または指定管理者の保守点検、維持管理及び更新工事等が行われる際には、それらに支障が起きないように作業を行うこと。
- ⑤ 施工に際しては、本施設の停電が発生しない手順を採用すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせ通知等）を作成し、県と事前協議のうえ、その指示に従うこと。
- ⑥ 近隣住民や指定管理者との調整等が必要な場合は、事業者の責任において誠実かつ速やかに適切に対応し、書面にて報告すること。
- ⑦ 本施設の停復電試験を県発注工事の受注者が行うので事業者はこれに協力すること。
- ⑧ 完成時には、県による検査を受けること。
- ⑨ 発電設備について指定管理者向けに取扱い説明会を行うこと。
- ⑩ 完成に伴い県が報道機関等に発電設備を公開する際には、社員を派遣し協力すること。
- ⑪ 完成図書は4部、電子媒体は2枚を県に提出すること。
 - ・完成図書は、機器仕様書、機器取扱説明書、完成図面、設備運営に関する説明書、非常時の設備操作マニュアル及び各種届出書の写し等をA4バインダー綴じとすること。
 - ・電子媒体は、CD-RまたはDVD-Rとして完成図書の内容をPDF形式データとして納めること。図面については、PDF形式データのほかにSXF（P21）（不可能な場合はDXF）形式データも納めること。

エ. 維持管理

- ① 県と事業者との間で責任分界点、保守方法及び維持管理に係る費用負担等を協議し、発電設備の維持管理に努めること。また、適切な保守点検計画を作成し、県に提出すること。

- ② 県または指定管理者が停電を伴う電気設備の年次点検や更新工事等を実施する際は、必要に応じて発電設備の一時的な運転・停止の操作立ち合いに応じること。
- ③ 毎年1回以上点検（停電を伴う場合は、指定管理者が実施する電気設備の年次点検に同調することが望ましい）を行い、故障記録、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等を確認するとともに、その結果を県に書面で報告し、必要に応じて修繕等の対応を行うこと。
- ④ 発電設備の設置個所の除草を定期的に行い、適切な状態を保つこと。
- ⑤ 発電設備に異常もしくは故障が発生して電力供給に影響を及ぼした場合は、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。また、その結果は県に書面で報告を行うこと。
- ⑥ 発電設備が原因と思われる異常もしくは故障が本施設の設備に発生した場合は、その原因究明に協力すること。なお、原因究明において本施設の設備の既設メーカーの協力が必要な場合は、事業者の責任において指定管理者を通じて依頼を行うこと。また、発電設備が起因するものと判明した場合は、対象設備を速やかに修復すること。
- ⑦ 発電設備による発電実績、点検状況等について県に毎月報告すること。
- ⑧ 大規模地震、風水害等の災害発生後は、必要に応じて本施設及び本施設の近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止並びに安全対策に万全を期すること。また、その結果については、県に報告すること。

6 その他

- (1) 事業者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア. 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ. 県に報告すること。
 - エ. 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 県は、事業者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

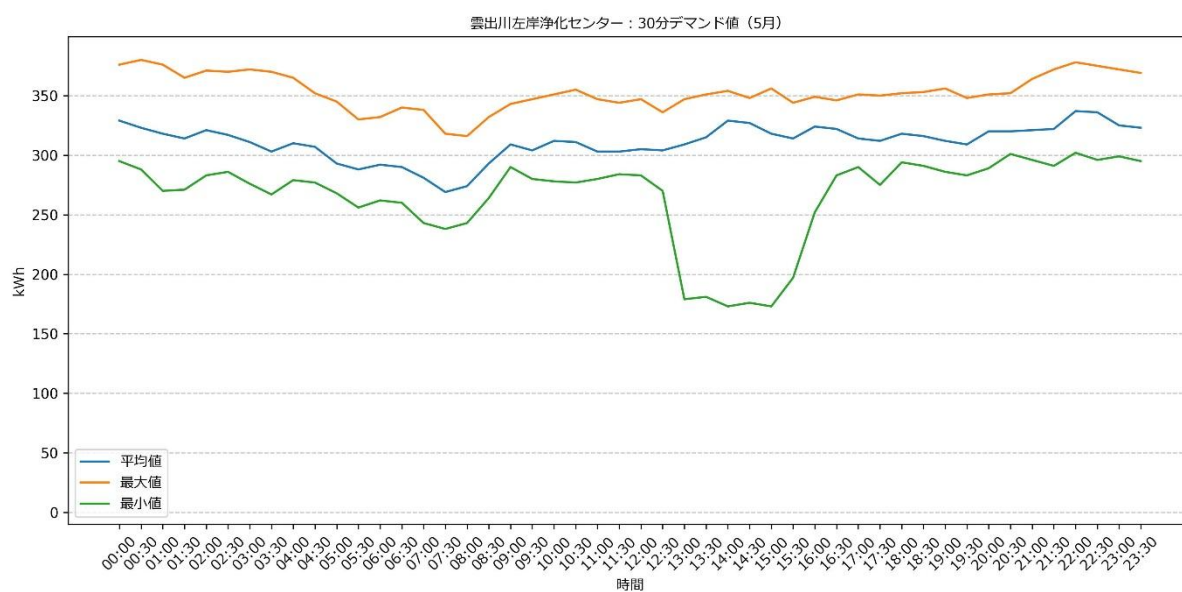
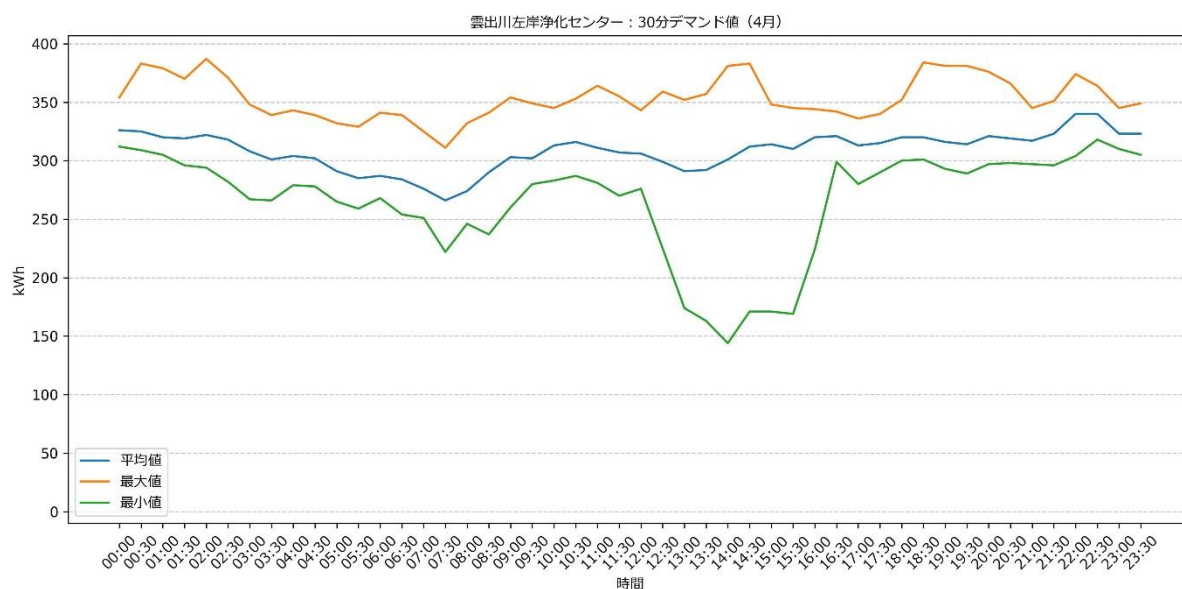
別紙1 予想されるリスクと責任分担

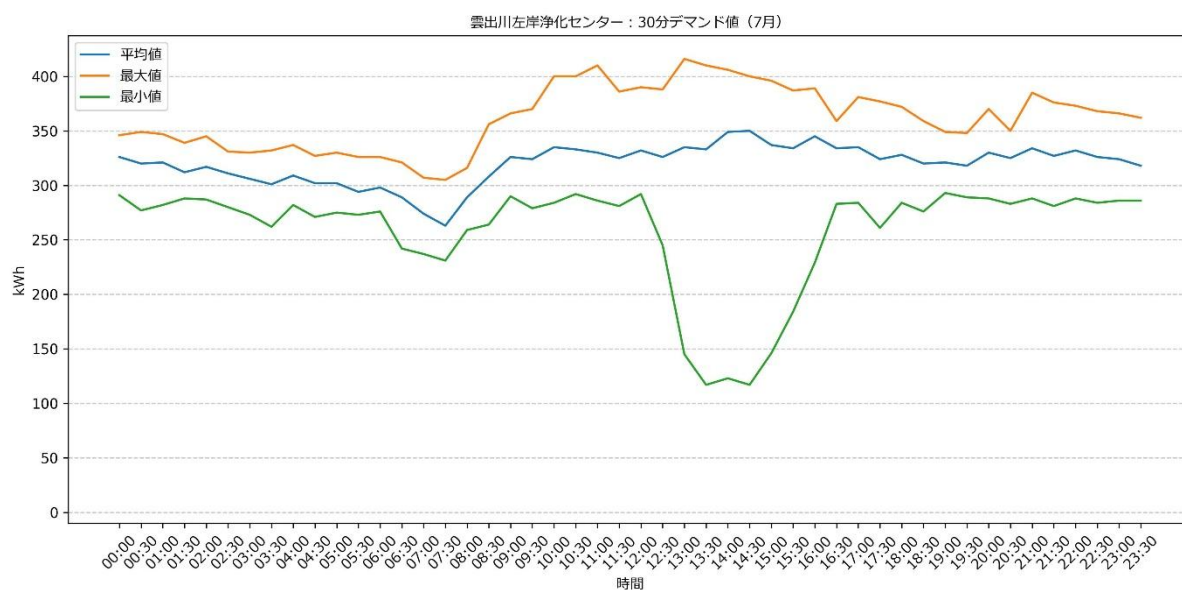
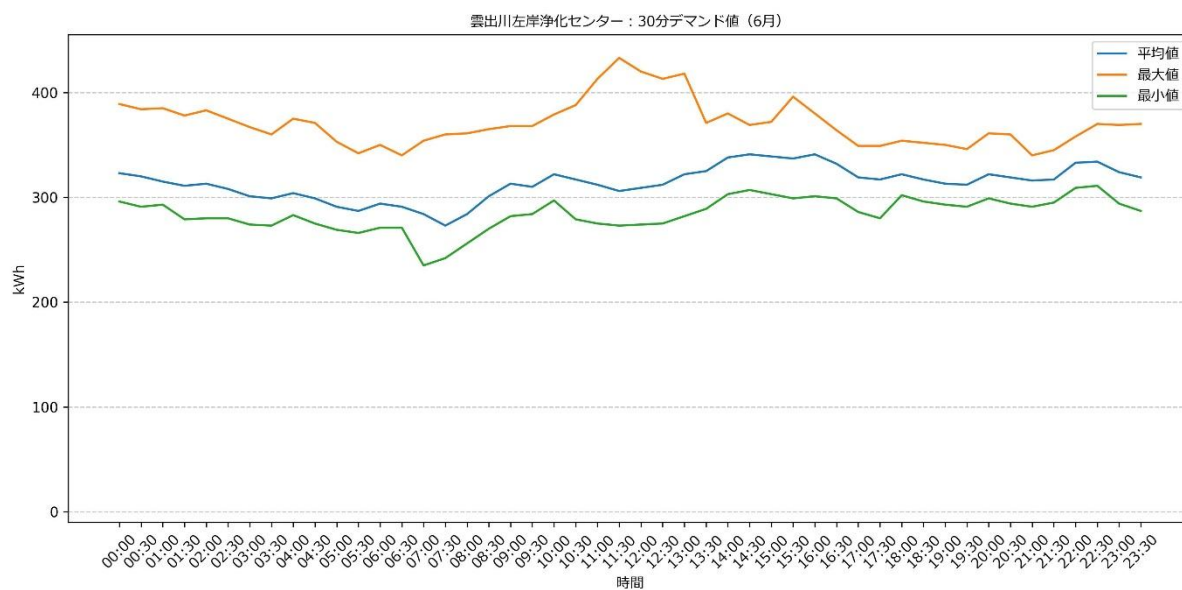
リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			県	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び事業期間中の損害を補償する保険		○
	事業の中止・延期	県の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合	契約不適合に関する受注者の責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る費用の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	県施設損傷	設備に係る事故・火災による県施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する県施設への障害		○
		県施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、県施設運営・業務への障害		○

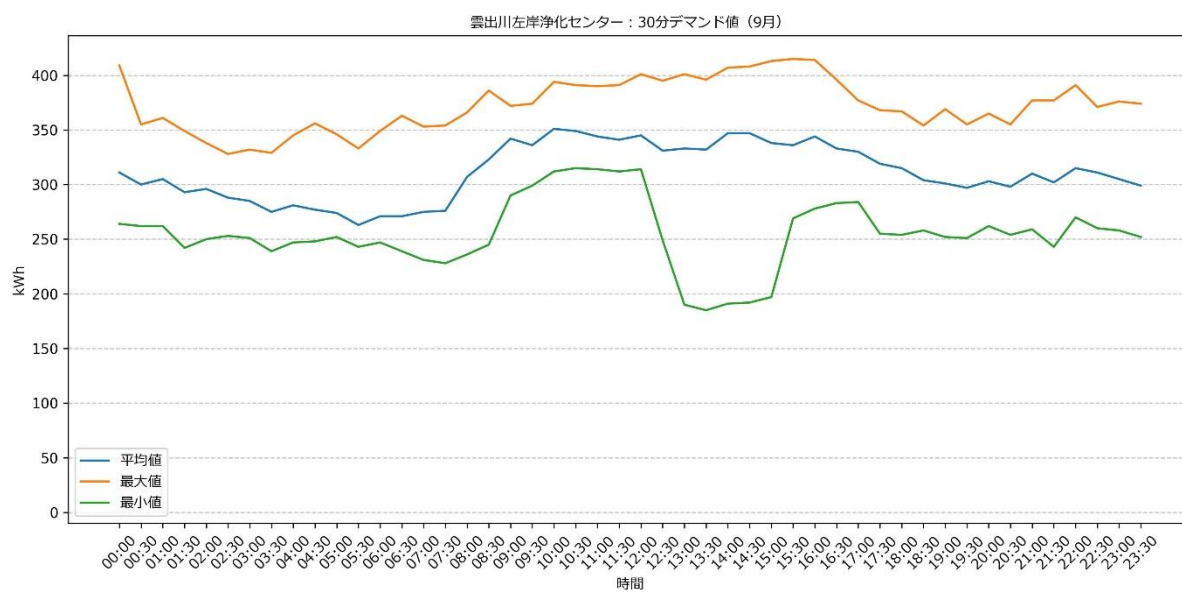
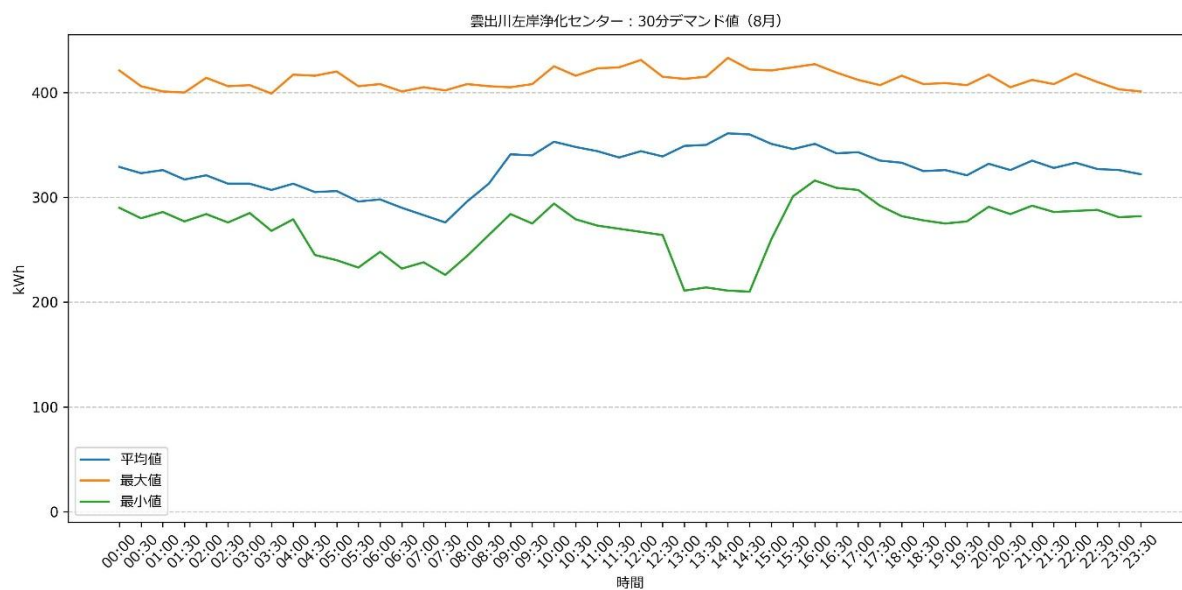
別紙 2 電力使用状況

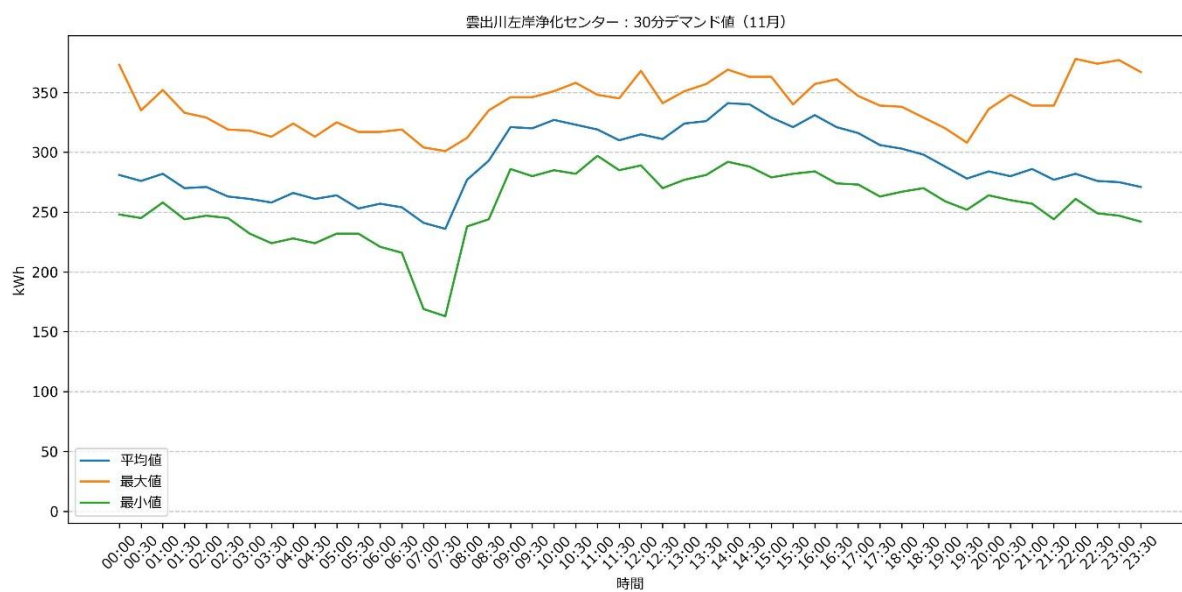
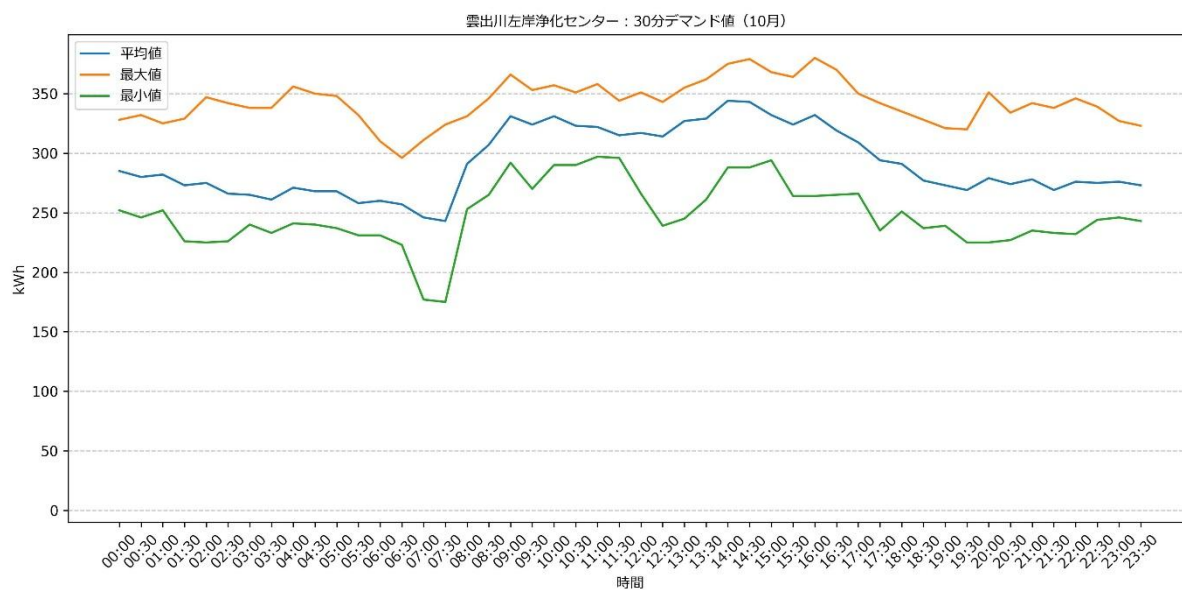
契約電力は、900kW

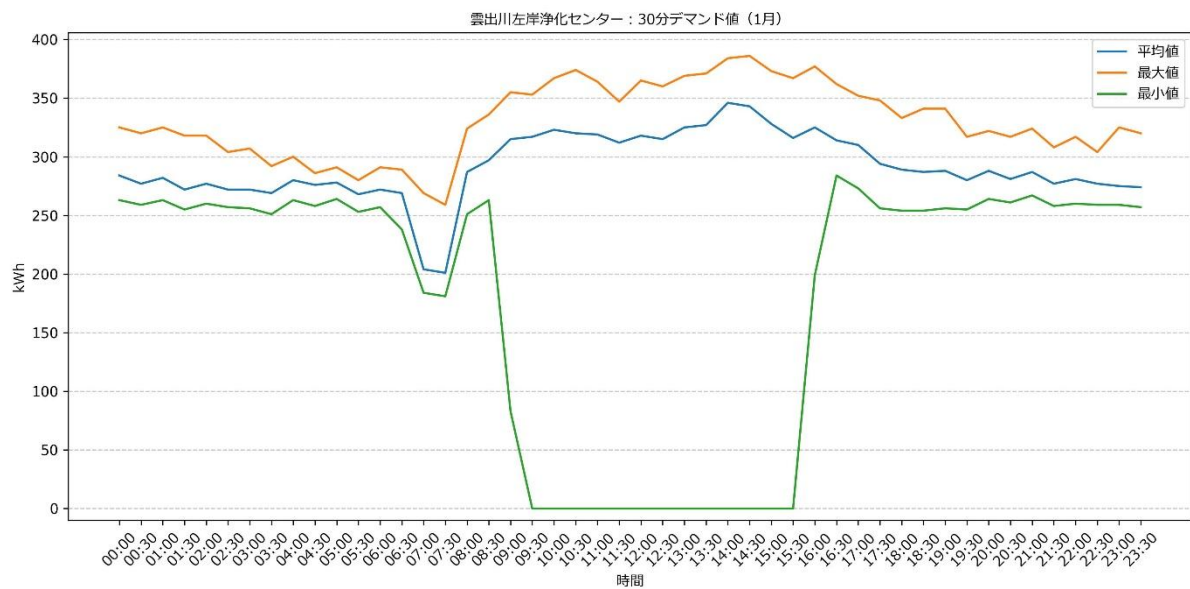
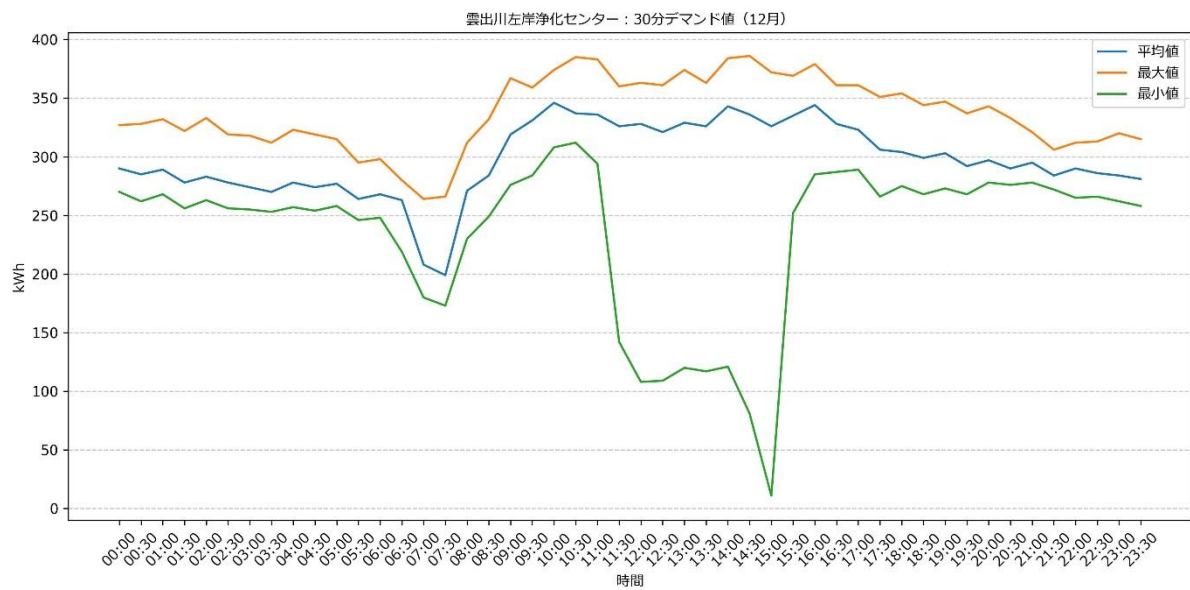
グラフは、令和6年度の30分デマンド値より集計

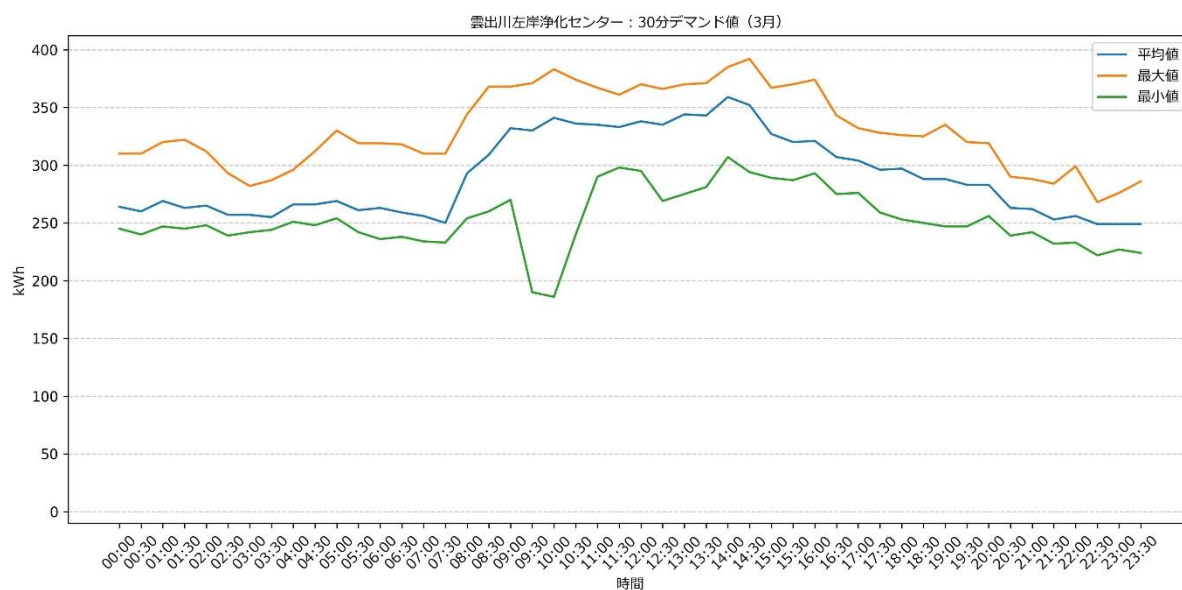
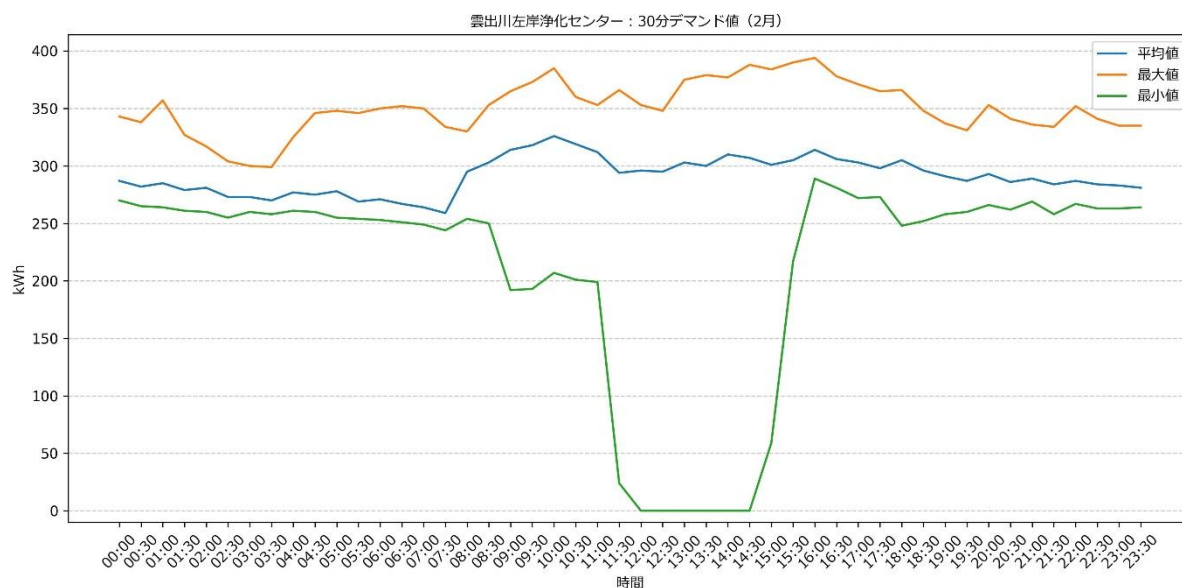






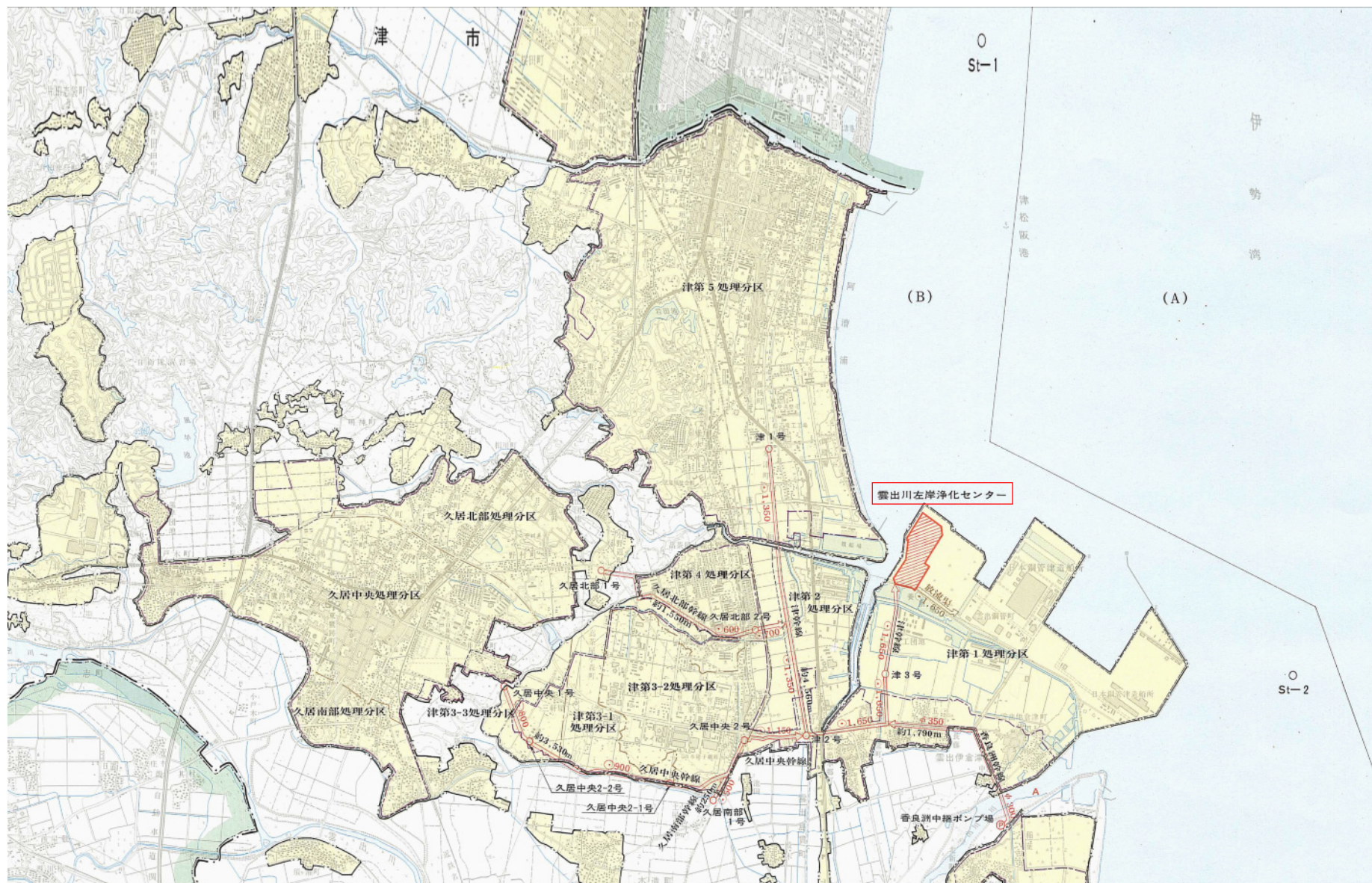






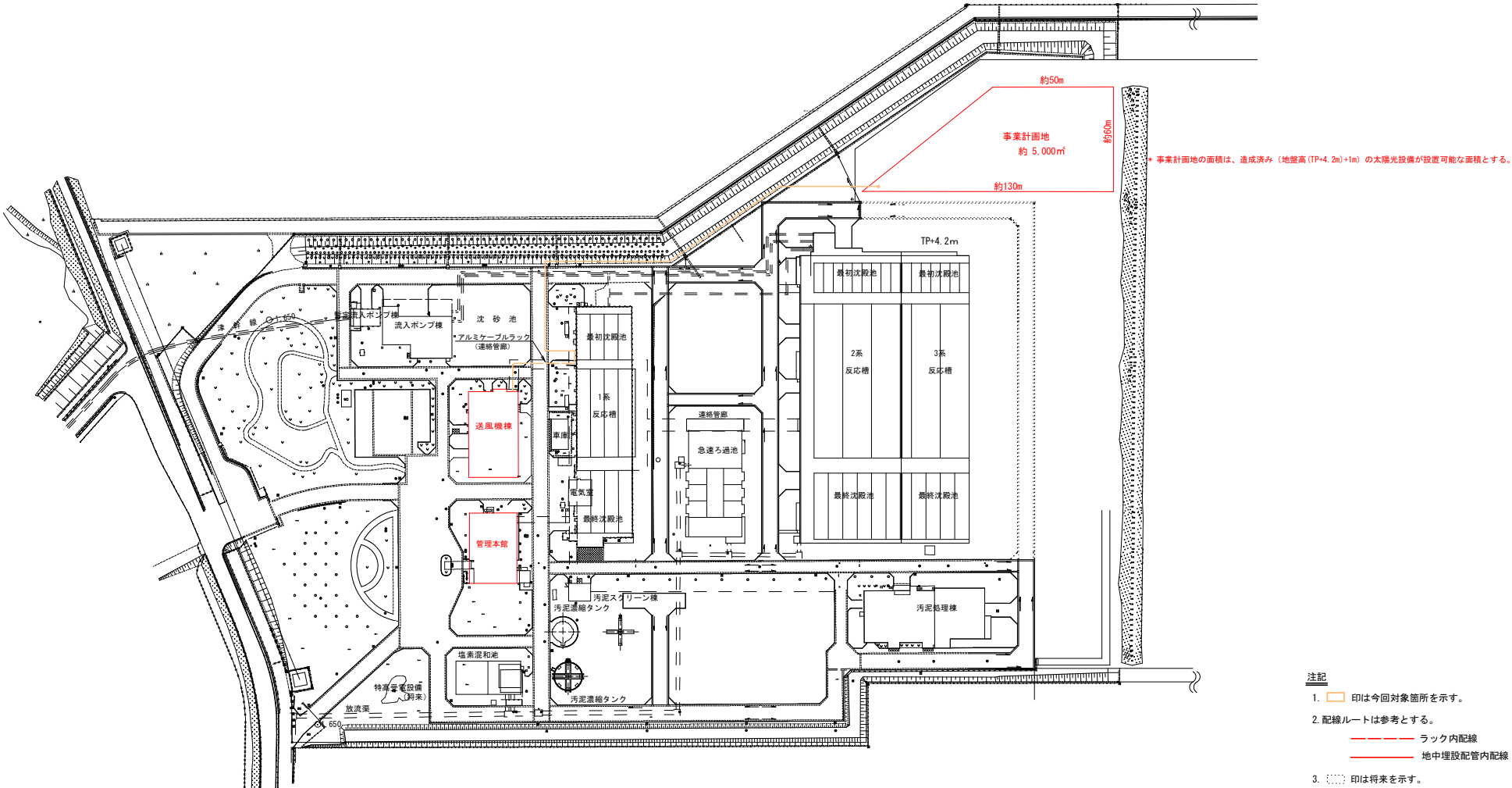
* 最大値が平均値より大きく乖離している時間帯が存在するのは、不明水対策のための稼働設備増加によるものである。

* 最小値が平均値より大きく乖離している時間帯が存在するのは、点検作業等のための稼働設備減少によるものである。



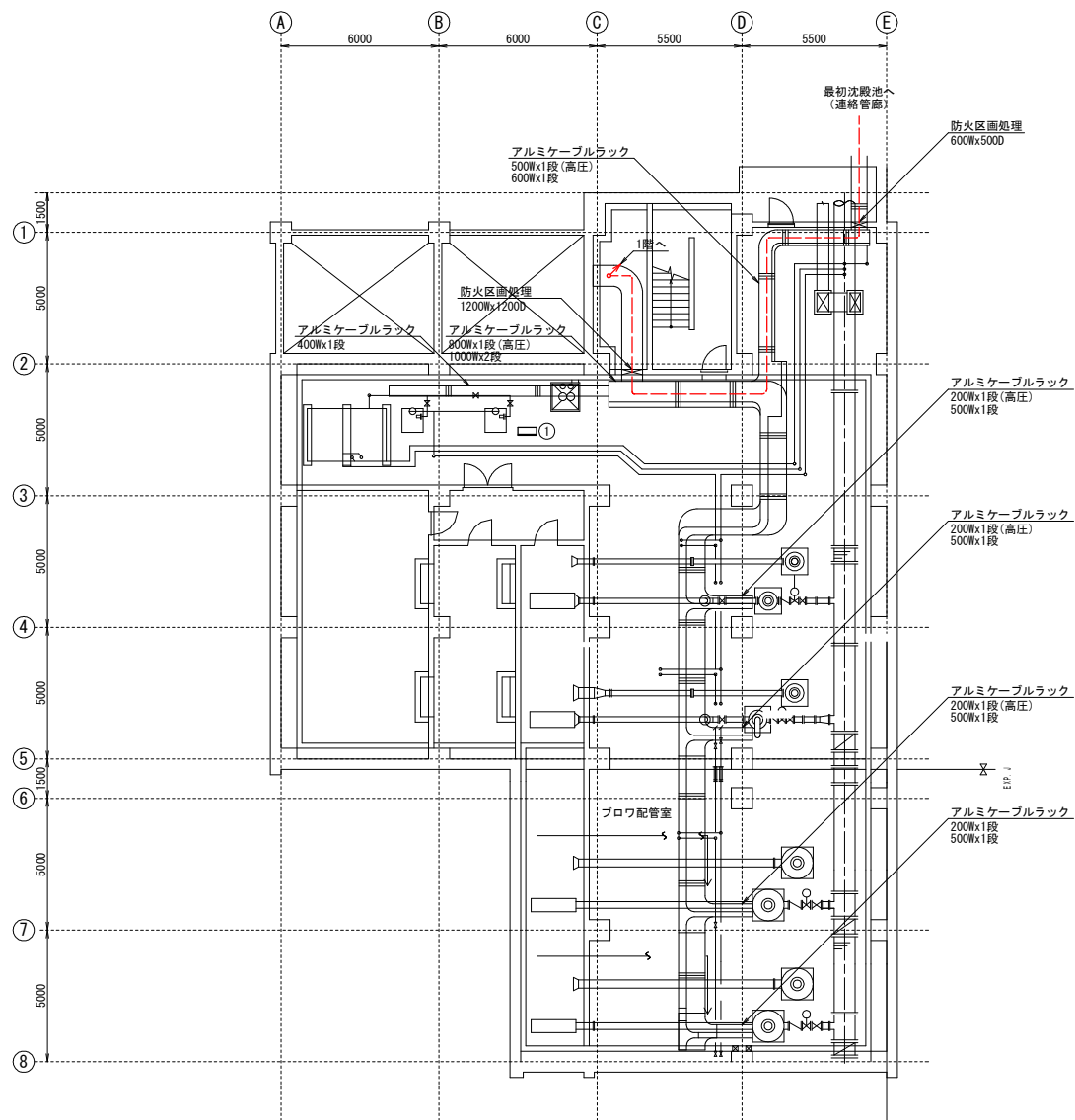
事業名	雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業（PPA事業）		
事業場所	津市雲出鋼管町地内		
名称	位置図		
縮尺	NONE	作成年月日	令和 年 月
工種		作成者	
三重県中南勢流域 下水道事務所	図面番号	1	

雲出川左岸浄化センター配置平面図 S=1/1000



- 注記
1. 印は今回対象箇所を示す。
 2. 配線ルートは参考とする。
ラック内配線
地中埋設配管内配線
 3. 印は将来を示す。

事業名	雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業（PPA事業）		
事業場所	津市雲出鋼管町地内		
名 称	雲出川左岸浄化センター配置平面図		
縮 尺	1/1000	作成年月日	令和 年 月
工 種	作成者		
三重県中勢流域 下水道事務所	図面番号	2	



記号	盤記号	盤名称	備考
①	LCB-B102	冷却水ポンプ現場操作盤	既設

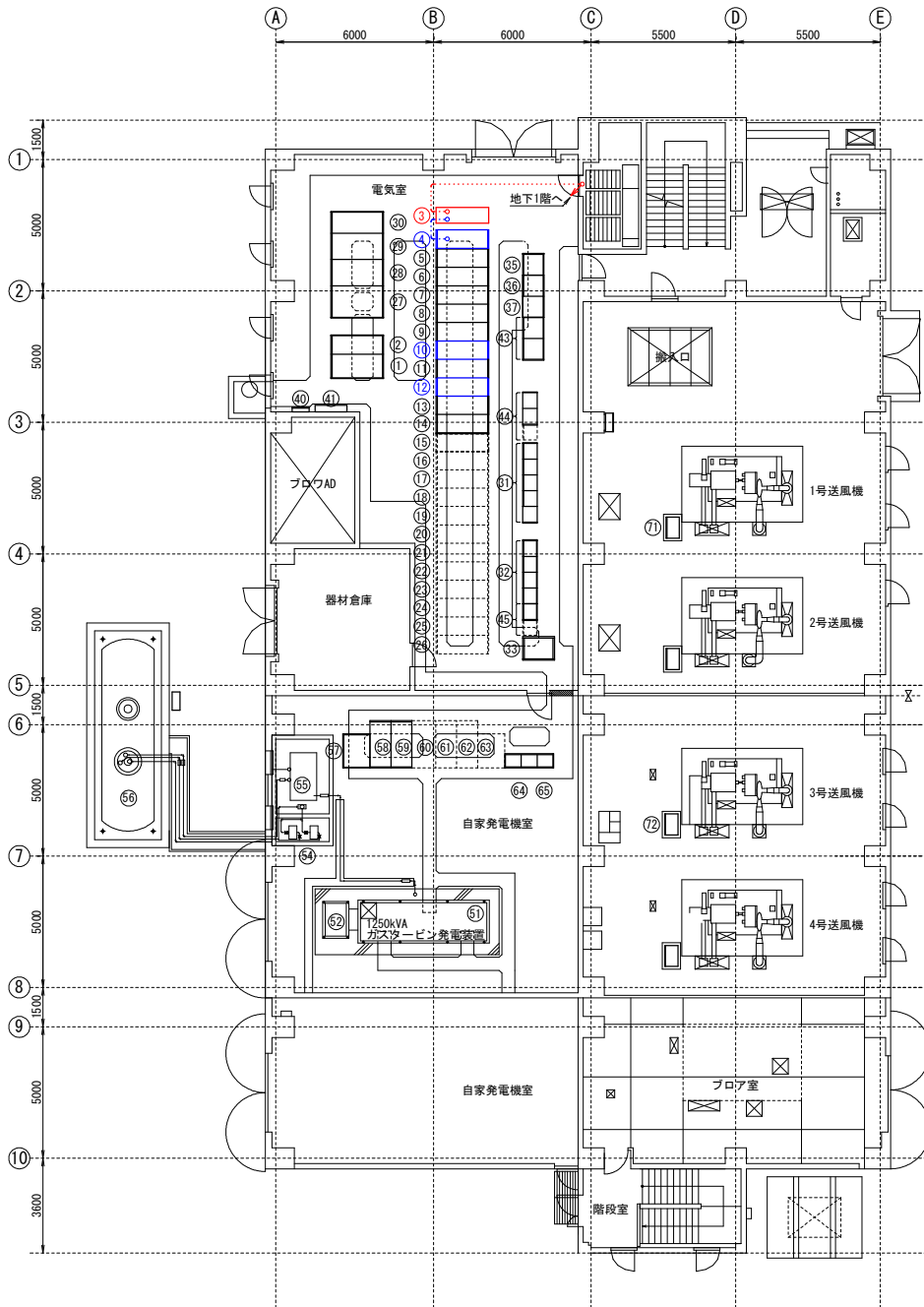
注記

1. 配線ルートは参考とする。

--- ラック内配線

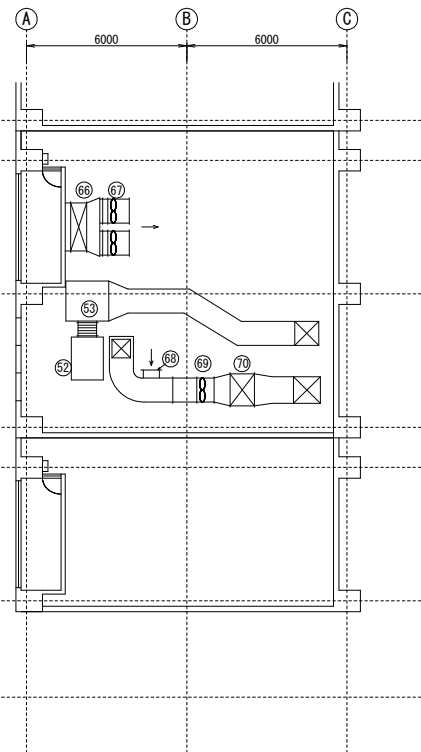
送風機棟 地下1階 平面図 S=1/100
(更新後)

事業名	雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業 (PPA事業)		
事業場所	津市雲出銅管町地内		
名称	送風機棟地下1階平面図		
縮尺	1/100	作成年月日	令和 年 月
工種		作成者	
三重県中勢流域 下水道事務所	図面番号	3	



送風機棟 1階 平面図 S=1/100

壁 名 称			
記号	壁記号	壁名称	備考
51	GT-1	ガスタービン発電装置	既設
52		一次排気消音器	既設
53		二次排気消音器	既設
54		燃料移送ポンプ	既設
55		燃料小出槽	既設
56		地下貯油槽	既設
57	DC-G1AN	1号発電機始動用整流器盤	既設
58	HG-1A	1号自動始動盤	既設
59	HG-2A	1号発電機盤	既設
60	HG-3	同期盤	将来
61	HG-2B	2号自動始動盤	将来
62	HG-1B	2号発電機盤	将来
63	DC-G1B	2号始動用直流電源盤	将来
64	CC-G1	自家発電機コントロールセンタ	既設
65	RY-G1	自家発電機補助継電器盤	既設
66		給気消音器	既設
67		給気ファン	既設
68		風量調整ダンバ	既設
69		換気ファン	既設
70		換気消音器	既設
71	LCB-B101A	1号ブロウ現場操作盤	既設
72	LCB-B101C	3号ブロウ現場操作盤	既設

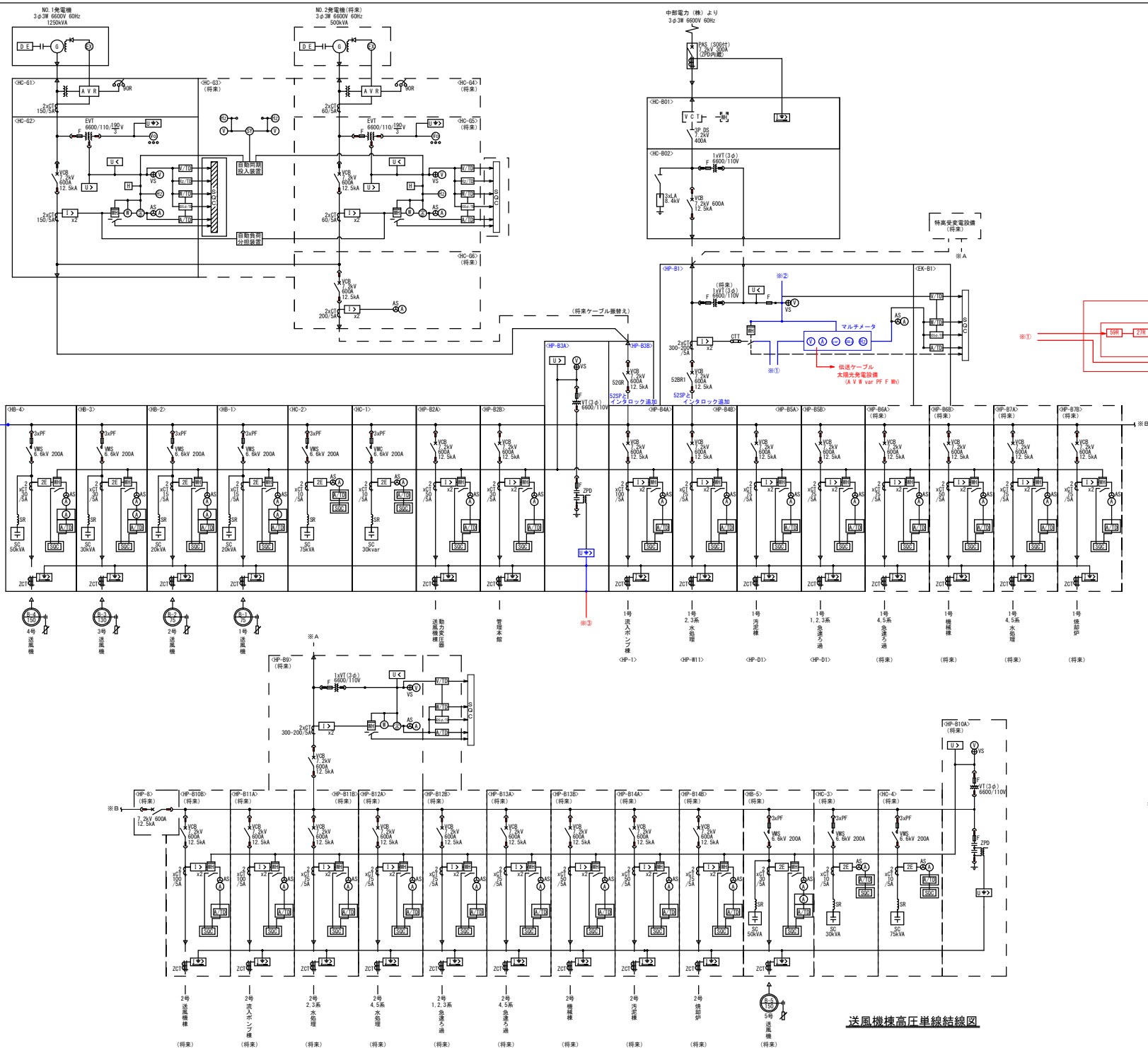


発電機室上部 平面図 S=1/100

壁 名 称			
記号	壁記号	壁名称	備考
1	HP-B01	高圧引込盤	既設
2	HP-B02	高圧受電盤	既設
3		太陽光発電連絡路	新設
4	HB-4	4号ブロウ盤	機能増設
5	HB-3	3号ブロウ盤	既設
6	HB-2	2号ブロウ盤	既設
7	HB-1	1号ブロウ盤	既設
8	HC-2	2号コンデンサ盤	既設
9	HC-1	1号コンデンサ盤	既設
10	HP-B1	1号送風機引込盤	機能増設
11	HP-B2A, B	送風機機動力変圧器一次、管理機盤	既設
12	HP-B3A, B	1号ZPC、1号発電機引込盤	機能増設
13	HP-B4A, B	流入ポンプ機盤、1号2、3系水処理機盤	既設
14	HP-B5A, B	1号汚泥機盤、1号2、3系急速ろ過機盤	既設
15		1号4、5系急速ろ過機盤、1号焼却炉機盤	将来
16		1号汚泥機盤、1号焼却炉機盤	将来
17		送風機機動力連絡路	将来
18		2号送風機引込盤	将来
19		2号ZPC盤、2号送風機機動力変圧器一次盤	将来
20		2号流入ポンプ機盤、2号2、3系水処理機盤	将来
21		2号4、5系急速ろ過機盤、2号1、2、3系急速ろ過機盤	将来
22		2号4、5系急速ろ過機盤、2号機機盤	将来
23		2号汚泥機盤、2号焼却炉機盤	将来
24		5号ブロウ盤	将来
25		3号コンデンサ盤	将来
26		4号コンデンサ盤	将来
27	HP-B12	送風機機動力変圧器盤	既設
28	LP-B1A	送風機機動力主幹盤(1)	既設
29	LP-B1B	送風機機動力主幹盤(2)	既設
30	LP-B2	送風機機動力照明変圧器盤	既設
31	CC-B1	ブロウ補助機コントロールセンタ	既設
32	RY-B11	ブロウ補助機継電器1	既設
32	RY-B12	ブロウ補助機継電器2	既設
32	RY-B13	ブロウ補助機継電器3	既設
32	RY-B14	ブロウ補助機継電器4	既設
33	DC-B	直流電源装置	既設
35	TB-B11	ブロウ中継端子盤	既設
36	EK-B1	電力変換器盤	既設
37	KP-B11	ブロウ計装盤(1)	既設
40		接地端子箱	既設
41	BLP-1	送風機機分電盤	既設
43	SQC-B13A	ブロウ(2)シーケンスコントローラ1	既設
43	SQC-B13B	ブロウ(2)シーケンスコントローラ2	既設
44	CC-B2	ブロウ補助機(2)コントロールセンタ	既設
45	RY-B2A	ブロウ補助機(2)補助継電器1	既設

- 注記
1. 印は県発注工事を示す。
 2. 印は本工事を示す。
 3. 印は将来を示す。
 4. 特記なきものは既設を示す。
 5. 配線ルートは参考とする。
- ビット内配線

事業名	雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業 (PPA事業)		
事業場所	津市雲出鋼管町地内		
名 称	送風機棟1階平面図		
縮 尺	1/100	作成年月日	令和 年 月
工 種		作成者	
三重県中勢流域 下水道事務所	図面番号	4	

[illegible]

- 注記
1.  印は県発注工事を示す。
 2.  印は本工事を示す。
 3.  印は将来を示す。
 4. 特記なきものは既設を示す。

事業名	雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業（PPA事業）		
事業場所	津市雲出鋼管町地内		
名 称	送風機棟高圧単線結線図		
縮 尺	NONE	作成年月日	令和 年 月
工 種	作成者		
三重県中南部流域 下水道事務所	図面番号	5	